

第 168 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 29 年 12 月 5 日 (火) 10:00~11:15
場 所	環境局研修会館
議 題	フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場 (仮称) 設置事業に係る環境影響評価方法書に関する審議 (第 2 回)
出席者 30 名	◇審査会委員：9 名 太田委員, 岡村委員, 沖村委員, 島委員, 島田委員, 藤原委員 増田委員, 宮川委員, 山下委員
	◇環境局職員：12 名 斉藤環境保全部長, 磯部環境保全指導課長, 植木水・土壌環境担当課長 中村自然環境共生課長 他事務局 8 名
	◇事業者：9 名 大阪湾広域臨海環境整備センター 尾川常務理事 他 8 名
公開・ 非公開	一部非公開 (傍聴人 1 名)

○開会

【自然環境共生課長】 本日は武田会長がご欠席ですので, 本日の進行は山下副会長にお願いいたします。

【議 長】 おはようございます。

本日は, 先生方にはお忙しいところ, ご出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから, 第 168 回神戸市環境影響評価審査会を開催させていただきます。

本日は, フェニックス 3 期神戸沖埋立処分場 (仮称) 設置事業に係る環境影響評価方法書に関する審議を予定しています。

傍聴人の方をお願いいたします。お手元のファイルにある注意事項を守って, 審議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは, 事務局, よろしくをお願いいたします。

【自然環境共生課長】 最初に本日の資料を確認させていただきます。

《提出資料の確認》

【議 長】 この後の議事では, 審査会の意見形成に関する議論を行います。

この情報に関しましては, 神戸市情報公開条例第 10 条第 4 号に定める審

議・検討等情報として、本審査会運営規程第5条第1項第1号に当たるため、非公開での審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

《異議なし》

【議長】 ご異議がないようですので、後ほど、審査会意見形成に関する議論の際には、非公開とする旨の宣言をいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。なお、以降の写真の撮影等については、お断りさせていただきます。

事務局より、事業者のご紹介をお願いいたします。

《事業者の紹介》

【議長】 それでは事業者より資料6と資料7についてのご説明をお願いいたします。

《事業者より、

資料6 公有水面埋立免許願書（抜粋）

資料7 廃棄物運船の接岸回数について

を説明》

【議長】 以上の説明に対してご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

【事務局】 事務局から事業者へ1点確認させていただきます。

西側の護岸について直立護岸であるというご説明でしたが、これは埋立免許の中でそのように決められているのですか。もし、護岸の形状を変更する場合、変更届が必要なのかというご質問が前回委員からあったと思います。その点について、ご説明ください。

【事業者】 資料6の3ページをご覧ください。埋立免許願書において、どのように書いてあるかと申しますと、西側の護岸は「護岸②」となっています。3ページの④に護岸①、②の説明がありますが、ここに直立護岸かどうかの記述があるわけではありません。

護岸の形状に関しては、最後のページに工作物構造図（その2）として、護岸②の構造と施工手順が書かれています。図面の右側が私どもの対象事業実施区域であり、ここには埋立土砂と書かれています。この部分について下の方を廃棄物、上の方を残土、覆土に置き換えるということです。干潮時が±0mであり、-4mのところまでケーソン据付という文字が書かれており、切り立った鉛直の直立護岸になっていることが見てとれると思います。もし、これが傾斜護岸であれば、ブロックを積んで、左がなだらかな線にな

りますが、水上部から－4 mのところまで真っすぐにコンクリートの構造物が入っており、現在の埋立免許願書ではこのような形で、図面の中で工作物の構造として直立護岸が位置付けられています。

繰り返しますが、私どもの事業は平成9年に環境影響評価手続を実施し、現在建設中の六甲アイランド南建設事業のうち神戸市が埋立免許を取得している区画について、埋立用材を埋立土砂から廃棄物に変更するという事業です。六甲アイランド南建設事業のうち、その変更部分について環境影響評価を実施するというものであり、護岸の変更に関しては計画されていないということです。

【委員】 念のための確認です。今ご説明いただいた資料6は埋立免許願書から抜粋したものだと思いますが、この工作物の構造図というのは埋立免許の対象になっているということですか。したがって、護岸の構造等の変更するには、埋立免許の変更を必要とするという理解でいいのですか。要するに、直立護岸で免許がおりているのだから、これを変えるときは免許の変更が必要ということですか。

【事業者】 先ほど図面の中で埋立土砂と申し上げましたが、ここが廃棄物に変わるので、少なくとも現在神戸市が取得している免許については、いずれにしても変更は必要です。

【議長】 護岸の形状については神戸市の問題だということですか。

【事業者】 神戸市の問題というのもそうですし、なぜ直立護岸になっているかという点、土圧や上載荷重、地震などに耐え得るという構造的な観点、ただし、前回もご質問がありましたが傾斜護岸であっても耐力が変わるものではないですが、その他に施工の容易性と経済性という観点から選択されています。また埋立免許の上位に神戸港の港湾計画があり、そちらで西側に土地利用計画が定められているので、そのようなことも考慮され、直立護岸になっていると私どもは理解しております。現時点でも上位計画の港湾計画において、西側が近い将来陸地になることが分かっていますので、西側の護岸の形状を変更する必要はないと考えています。

【議長】 他にご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 今回は、配慮書段階では考慮しなかった有害物質に関して7-40ページに調査・予測手法が書かれており、「事例の引用又は解析により予測を行う」とありますが、「又は」ということは事例の引用だけで予測を行う可能性もあるのですか。水の濁りについては7-37ページに配慮書でも書いてありました多層沈降拡散モデルを用いて予測を行うと具体的に書かれていますが、有害物質に関しても海水の流れの状況は予測の条件になりますし、この書き方では過去の事例の引用だけで予測されるような印象を受けますので、そのあたりについてご説明をお願いします。

【事業者】 有害物質については、事前の受入段階で判定基準を超える有害な物質が含まれるかどうかを確認するので、そもそも有害な廃棄物を受け入れることがないと考えています。その上で埋立中の内水や排水についても検査し、有害物質が基準を超えていないことを確認します。確認の上、もし含まれる可能性があれば解析し、シミュレーションによる予測を行うことも考えます。しかし、今のところはその可能性がないため、事例の引用で予測していくことになると思います。

【委員】 予測というのは、万が一漏れた場合の拡散状況について計算しておく必要があるのではないですか。

【事業者】 有害物質が排出されているのであれば計算する必要があると思いますが、排出されていないのであれば計算することはありません。予測は水の濁りと有機物等の水の汚れを対象としています。

【委員】 有害物質が排出されないと確信されているようですが、事故等により漏れることがあったり、色々な場合が考えられますし、そういうときのための予測ではないでしょうか。そういう事態が起こった場合に、どのような状況でどのように排出され、物理的な海水の流れがどのようになっている、どのように拡散するかを予測し、万が一漏れることがあっても問題がないことを示すための予測ではないでしょうか。配慮書段階での市長意見でも「事業特性上、浸出液処理水の排出による有害物質の影響が考えられる」と述べており、有害物質が排出された場合に周辺にどれぐらいの影響があるのかを示しておくというのが環境影響評価ですので、出来れば解析していただきたいと思っています。

【事業者】 環境影響評価項目については主務省令で決まっており、有害物質についてはその事業場で有害物質を使用する場合を想定したものであると我々は考えています。つまり、例えば、有害物質を貯蔵するタンクが存在するのであれば、何らかの原因で防波堤等を超えて出てくる可能性はあります。

方法書の参考資料2に現在の私どもの受入基準を記載しており、参考2-1ページには共通基準として、有害な物質、例えば特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物は受け入れないという基準を記載しております。また、毒物や農薬の取り締まりについても記載しております。個別の項目に関しては、参考2-3ページに判定基準の表を載せていますが、この基準を超える廃棄物については受け入れないこととしています。

したがって、どこまでの可能性を想定するかということになりますが、受入基準を満たさない有害な廃棄物を大量に受け入れ、なおかつ排水処理施設が機能しないという場合に初めて公共用水域に有害物質が排出される可能性が出てきます。したがって、あくまでも受け入れる廃棄物は有害物質が基準を超えていないものであると私どもは考えていますので、万が一有害物質

が排出された場合のシミュレーションをしようにも出来ません。生活環境項目の場合は排出されることが前提ですので、どこまで拡散するかをシミュレーションにより予測しますが、有害物質の場合は排出されることを前提とするものではありません。ただし、事故等により排出される可能性が有り得るということは認識していますので、廃棄物処分場での事例を調査し、その結果を考慮しながら評価していくこととなります。7-40ページの10番に評価の手法を記載していますが、環境影響が実行可能な範囲で回避低減されているかを検討し、環境保全についての配慮が適正になされているか、また環境基準との整合が図られているかを検討するとしています。これは自ずと水の濁り、水の汚れのように発生することを前提とした評価とは考え方が異なることを意味しています。

【委員】 事例の引用のみ行うということですね。

【事業者】 そうではなく、「事例の引用又は解析」としているのは、事例を調べている中で解析の必要性が出てきた場合には解析するということです。「及び」としていれば、必ず解析するということとなりますが、解析に値する事例が集まらない場合には解析はできないため、「又は」という表現にしています。全く解析つもりがないのであれば初めからこのように記載しませんので、可能な限り解析できるものについては行うという旨を記載しています。

【委員】 分かりました。もし解析する場合は、水の濁りの予測に用いるようなモデルを用いるのですか。

【事業者】 現在は想定しておりません。なぜなら排出されることを想定していないからです。

【委員】 分かりました。しかしながら、環境影響評価項目に選定した理由として、影響が考えられるからとしているので、排出されることは想定していないと断言するのは矛盾していると思います。

【議長】 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

事業者の方はご説明ありがとうございました。退席いただいて結構でございます。

《事業者退席》

【議長】 それではこれからの審議は非公開とさせていただきます。

傍聴者の方は恐れ入りますが資料は席に置いていただいて、ご退出をいただきますようお願いいたします。

《傍聴者退席》

【議長】 それでは資料の配付をお願いします。

《意見骨子案の配付》

【議長】 それでは事務局から意見骨子案の説明をお願いいたします。

《事務局より、意見骨子案 全般的事項について説明》

【議長】 ただいまのご説明に対してご質問あるいはご意見等ございますでしょうか。

【委員】 全般的事項に関する意見ではありませんが、本案件は環境影響評価の対象範囲が非常に分かりづらい案件だと思います。今回は埋立行為そのものによる影響は評価の対象ではなく、埋立土砂を廃棄物に変えることによる影響が評価の対象であることということであり、非常に分かりづらいです。今回に限っては、前文に環境影響評価の対象範囲を説明する記載を入れた方がいいと思います。

【環境保全部長】 全般的事項はこの構成のままとして、審査会意見書の前文の中で環境影響評価の対象範囲を説明するというところでよろしいでしょうか。

【委員】 (2)の災害時の対策ですが、これは災害があった後について述べているのでしょうか。台風、地震、津波等という外的な異常気象時等に起因する事の対策のように、物が壊れてしまった後や害があった後というより、外的な原因に異常がある時という表現にした方が分かりやすいと思います。「異常気象時への対策」としてはどうですか。

【委員】 「気象災害等の対策」としてはどうですか。

【委員】 地震があるため、気象に限らないと思います。

【議長】 災害というのに違和感があるということですか。

【委員】 そうです。例えば災害があつてから何かが損なわれるのであれば「災害時への対策」で良いと思いますが。

【委員】 未然に防止しなければいけないということですよ。

【委員】 そういう意味です。「異常気象時等の対策」としてはどうですか。「等」とすることで地震も含みます。分かりやすく述べるのであれば、地震の場合には地象という言葉を使うので、「異常気象あるいは異常地象時」となりますが、この言葉はあまり一般的ではないため、使いづらいです。

【議長】 他にはいかがでしょうか。

【委員】 「(3)搬入施設までの廃棄物の輸送」での搬入施設というのは、陸での搬入施設を想定し、廃棄物運搬車両としているのですよね。揚陸施設へは搬入施設から海上を通過して船舶で運搬しますが、その部分については触れなくて

いいのでしょうか。廃棄物の輸送に係ることなので、陸上の輸送と海上の輸送の両方について意見を述べてもいいと思います。

【事務局】 事業者は、揚陸施設への廃棄物の運搬に用いる船舶の運航による影響は評価の対象に含めていますが、搬入基地までの廃棄物の運搬に用いる車両の運行による影響は評価の対象としていません。しかしながら、センター法に基づく基本計画の変更時に自主的に搬入基地への廃棄物運搬車両の運行による影響の評価を実施するようです。

【委員】 今回の変更は、埋立用材を陸上残土から廃棄物に変えるということですが、その廃棄物の種類は一般廃棄物だけでなく産業廃棄物も含むという理解でよろしいですか。

【環境保全部長】 そのとおりです。

【委員】 先ほどの質疑応答の中で、事業者は有害物質を含むものは受け入れないと説明されていましたが、有害物質を含む廃棄物が搬入されたとしても、それは受け入れないから、海には入ることはないと解釈されているのですね。

【環境保全部長】 そのとおりです。過去にダイオキシン問題が発生しましたが、それ以降全国的にも厳しい受入時の検査体制を整えていますので、ダイオキシンに限らず鉛や重金属等も含めて確認していると聞いています。

【委員】 分かりました。

【議長】 他にいかがでしょうか。他に無いようでしたら、引き続き、事務局は説明をお願いします。

《事務局より、意見骨子案 個別的事項 (1)大気質、(2)水環境について説明》

【委員】 先ほど事業者は、廃棄物に有害物質は含まれないと言い切っていましたが、それはどこかに記載しているのですか。

【環境保全部長】 廃棄物処理法で規定されています。

【委員】 そうであれば、なぜ環境影響評価項目に選定されたのでしょうか。知事意見や市長意見で有害物質の影響が懸念されるため、調査・予測・評価をした方がいいとしており、事業者は水質への影響が考えられることから項目として選定しています。しかし、先ほどの事業者のご説明では、有害物質は含まれないという前提であるため、シミュレーションは行わないということでした。有害物質が含まれないという前提なのであれば、項目として選定せず、その理由をはっきりと方法書に記載すべきだと思います。

【環境保全部長】 まず、他の陸上埋立も含めて廃棄物処分場については、廃棄物を受け入れるという事業特性上、浸出液処理水に基準値以上のものが含まれる可能性はあるため、市長意見としてはそのことを申し上げます。それに対しては、過去に浸出液処理水中の有害物質等の濃度がどのように推移してきたかも

含めてきちんと調査した上で、将来的な影響を予測・評価できるのであればそれでよいと思います。仮に、過去に基準を超えた事例があるのであれば、きちんと解析し、どのように海域に影響するかを予測する必要があると思います。

【委員】 私もその意図で申し上げています。

【環境保全部長】 事業者は、これまでに基準値を超過したことがないという調査結果が既に分かっているため、先ほどのようなご説明になったのだと思います。

【委員】 それは危うい考え方だと思います。

【環境保全部長】 我々としては、フェニックスセンターでの今までの測定結果や事故の事例、あるいは他の処分場における事例等を勘案して、危険性の予測をすべきであると考えています。その評価として、先ほど事業者が説明したような危険性がほとんどないという評価をするのか、あるいは危険性があるとした上で、それについて他の処分場での事例を踏まえて評価することになるのか、あるいは一定以上の有害物質等が排出された場合にシミュレーションによる拡散予測をした上で、どの地点でどの程度希釈され、どの程度の期間であればその濃度が続いても問題ないのかという評価をすることになると思います。評価方法については、これから過去の事例を調査した後に決めていくことになると思います。

【委員】 私もその意図を伝えたかったのですが、事業者は聞く耳を持ちませんでした。

【環境保全部長】 事業者は調査結果が分かっているために、少し先走って説明し過ぎたのだと思います。

【委員】 水質に関しては水の濁り、水の汚れ、有害物質の3つの項目を調査・予測・評価していただくこととなります。現在の骨子案の1つ目の意見には有害物質の記載がありませんので、有害物質についても記載しておいた方がいいと思います。

【環境保全部長】 水の濁り、有機物による水の汚れについては、潮流のシミュレーションをした上で拡散計算をしていく必要があると思いますが、有害物質については先ほど事業者から説明もあったように、事業者のこれまでの実績等を踏まえて、実際にシミュレーションを行うかどうかの検討をこれから行うことですので、ここに入れてしまうと、必ずシミュレーションを行わなければならないということになります。

【委員】 そうすると、2つ目の意見で、2期と3期の相乗的な影響も含めて調査・予測・評価を実施する必要があるとしており、ここでは対象を明記していないので、水の濁り、水の汚れ、有害物質の3項目全て含まれるということでしょうか。

【環境保全部長】 もう1つ項目を作りましょうか。

- 【委員】　そこまで強調する必要はないのですが、このままでは有害物質についての意見がありません。事業者は有害物質による影響を軽視しており、その姿勢に問題があると思います。もし事業実施区域周辺で有害物質が測定された場合に、これまで危険性があるとの認識をしてこなかったために、全く対策していなかったとなれば、事業者自身に害が返ってくると思います。調査や予測をしておけば、今後何らかの原因により、有害物質が排出されることがあったとしても、アセスの段階でバックグラウンドを調査し、拡散予測もした上でその結果に問題がないと評価したという説明ができます。有害物質について強調したいわけではなく、意見として述べなければ軽視される可能性があると思ったのですが、2つ目の意見に含まれていると解釈します。
- 【委員】　そもそも有害物質を受け入れないという前提があるので、その拡散をシミュレーションで予測するということが私には理解できません。おそらく先ほどの委員の意見と事業者の説明はかみ合っていないのではないのでしょうか。事業者はたまたま有害物質が紛れ込んだ事例がないかどうかを調査すると説明しており、たまたま紛れ込んだときのことをシミュレーションで予測するのは無理なのではないのでしょうか。
- 【委員】　そこまで厳密に言っているのではないですが、影響が考えられるという理由から項目として選定されているため、きちんと予測する必要があると思いました。
- 【委員】　おそらくそれは配慮書への知事意見や市長意見において、有害物質の調査・予測・評価をすべきであるという意見があったから、事業者は過去の事例を調査するという事を入れたのだと思います。
- 【委員】　過去の事例をきちんと調査してもらえればそれでいいです。
- 【環境保全部長】　事業者の説明は、今は方法書段階の議論であるのに、既に準備書に記載する結果が頭の中にある状態での説明になっているため、今の委員のご指摘はその姿勢に問題があるということだと思います。
- 【委員】　おっしゃることは分かります。影響がないのであればいいのですが、項目として選定しているため、説明の仕方に違和感がありました。
- 【委員】　7－9ページに、浸出液処理水の排出の有害物質の欄に丸がついています。何かあったときには対処するという意味で丸をつけているのでしょうか。
- 【環境保全部長】　当然何かあったときではなく、その可能性も含め評価するのだと思います。
- 【委員】　基本的にアセスをするということですね。
- 【環境保全部長】　そうです。事業者が説明したかったのは、おそらく既に排出される可能性はないという結果が分かっているため、シミュレーションによる拡散予測まではやらないということだと思います。
- 【委員】　ご指摘のように項目としては選定しています。どのような調査・予測・評

価をするかという話が、委員と事業者でかみ合っていなかったと思います。

【環境保全部長】 きちんと調査をして、浸出液処理水に有害物質が出てくる可能性も含めて評価し、その評価の中でその可能性が無視できないものであればシミュレーション等の手法を用いて予測するということを言っているのだと思います。今は方法書段階の議論ですので、その可能性があり得ないということを本当は言えないはずですが、それを言ってしまったがためにかみ合わなかったのでしょうか。

【委員】 可能性があり得ないということはこの段階で言うべきではないと思います。

【環境保全部長】 おっしゃるとおりです。

【委員】 骨子案をよく読めば、2つ目の意見で相乗的な影響も含めて、調査・予測・評価を実施する必要があるとしているので、そこに有害物質も含まれると解釈します。

【委員】 それは無理でしょう。

【委員】 方法書の6—14 ページに配慮書についての知事意見と事業者の見解があり、上から二つ目のイで、知事意見は「有害物質を含む排水の諸元について方法書に記載し環境影響評価を行うこと」としていますが、それに対して方法書ではなく準備書に記載し、環境影響評価を行うという事業者の見解が述べられており、ここでも食い違っています。

【委員】 しかし市長意見に対する見解では、排水中の有害物質による影響も含めて調査・予測・評価を実施すると書かれています。

【委員】 確かに書かれていますね。

【委員】 有害物質について気になったため質問をしたのですが、有害物質が排出される可能性はあり得ないため、予測をしないという事業者の回答でした。

【委員】 あり得ないという回答ではなく、方法書に記載のとおり予測はするが、その手法としてシミュレーションまでは想定していないということだったと思います。

【議長】 話を戻します。審査会意見として有害物質について頭出しをするかということだと思いますが、そこまで必要でしょうか。

【委員】 方法書に記載している方法で実施するという説明が口頭でもあったので、頭出ししなくてもよいです。

【議長】 その手法については不安がありますが、予測は実施するのだと思います。

【議長】 他にいかがでしょう。他にないようでしたら、引き続いて動物・植物・生態系と景観のご説明をお願いします。

《事務局より、意見骨子案 個別的事項 (3)動物・植物・生態系, (4)景観について説明》

- 【委員】 (4)の景観ですが、実際の施設とは何を指すのですか。
- 【環境保全部長】 排水処理施設です。
- 【委員】 処分場自体は景観上の問題はないでしょうね。
- 【委員】 (3)の動物・植物・生態系ですが、外来種の話になると、すぐに環境省が法的に指定している特定外来生物に限定してしまいがちです。特定外来生物は日本全体で気をつけるべきものですが、それ以外にも問題になる外来種には、兵庫県のブラックリスト掲載種等のように色々あります。そのため、特定外来生物という言葉に限定してしまうと、特定外来生物ではないけれども注意すべきものが出てきたときの対応が疎かになるのではないかと気になります。そこで、「特定外来生物をはじめとした外来種」のように何か一言入れていただいた方が、現実には即したリスク回避の文面になると思います。
- 【環境保全部長】 それでは、「特定外来種をはじめとした注意を要する外来種」という表現にしてはどうでしょうか。「特定外来生物をはじめとする外来種」としてしまうと、範囲が相当広がってしまいます。「注意を要する外来種」とすると、どこまでが範囲なのかという問題が出てくるかと思いますが、やはり範囲を絞る必要はあると思います。
- 【委員】 要するに、科学的に十分に侵略性がある、生態系を壊すことが前もって予想されるものについて、法的には特定外来生物が指定されていますが、現実には想定外のものが次々と出てきており、その特徴は、とにかく繁茂しているということ、見たこともないぐらい増えてしまっているところから始まり、それが無視され、対応が手遅れになるということを繰り返しています。そのため、どういう表現が適切なのかわかりませんが、例えば発見したら研究機関に適宜相談するなどの対処をとってもらえるような意見を入れていただきたいです。例えば、「特定外来生物をはじめとした侵略性が懸念される外来生物」としてはどうでしょうか。要するに、見慣れないものが繁茂しかけている状況を発見したときに、とりあえずの懸念を研究機関等に連絡して対応してほしいという意見を入れられるとよいのですが。問題になる点は生態系への侵略性ですね。
- 【環境保全部長】 「特定外来生物をはじめとした生態系への侵略性が懸念される外来種に関する情報」としてはどうでしょうか。
- 【委員】 それでよいと思います。
- 【議長】 よろしいでしょうか。事務局もよろしいですか。
- 【事務局】 確認ですが、全般的事項の(2)の「災害時の対策」は、「異常気象等への対策」とすることでよろしかったでしょうか。
- 【委員】 「異常気象時等への対策」がよいと思います。
- 【委員】 本文で「台風・地震・津波等の異常気象時等の」としてしまうと、「等」が多いと思います。

- 【委員】 本文は「台風、地震、津波等により」でよいと思います。
- 【委員】 分かりました。
- 【議長】 他にはよろしいでしょうか。それでは以上で審議を終了します。本日の資料の取り扱い等について、事務局から説明をお願いします。
- 【自然環境共生課長】 本日お配りしました骨子案につきましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 4 号に定める審議検討等情報に該当いたしますので、一旦この資料については非公開とさせていただき、審査会意見が公表された後に、この資料を公表させていただきたいと存じます。
- また、次回の審査会では、今回の意見の取りまとめの審議を予定しているため、今回と同様、非公開とさせていただきたいと思いますので、その御決議をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。
- 【議長】 ただいま事務局からご提案があった件について、次回の審査会では審査会意見の取りまとめの審議を行うため、非公開とすることとしてよろしいでしょうか。

《異議なし》

- 【議長】 それでは次回の審査会は非公開とさせていただきます。
今後の予定について、事務局からご説明をお願いします。
- 【自然環境共生課長】 本日、先生方からいただいたご意見をもとに、事務局で審査会意見書（案）を作成し、次回の審査会において、改めて先生方にご検討いただきたいと思いますと考えております。
- それではこれもちまして閉会とさせていただきます。
本日はお忙しい中、ありがとうございました。